

府 政 科 技 第 8 7 9 号
平成 26 年 10 月 22 日

総合科学技術・イノベーション会議議長
安倍 晋三 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三

内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 26 条第 1 項第 1 号の規定に
基づき、次の事項について、理由を添えて諮問します。

諮問第 5 号「科学技術基本計画について」

理 由

平成 28 年度から 5 か年の科学技術基本計画の策定のため、貴会議にお
いて調査審議する必要があるため。

(参考)

- ・ 内閣府設置法第二十六条第一項第一号
(所掌事務等)

第二十六条 総合科学技術・イノベーション会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。